

「高松市行政手続条例の一部改正（案）」のパブリックコメント実施結果

本市では、平成２７年１月７日から同月３０日までの期間、「高松市行政手続条例の一部改正（案）」についてのパブリックコメントを実施しました。いただいた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

１ 意見総数 １件（１人） ※このほか、市が行う特定の事業についての御意見を２件いただきました。

２ いただいた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方

番号	御意見（要旨）	市の考え方
１	法律や条例等の制定後、全ての人に浸透するには年数がかかり、下下に伝わった時には 悪人となっている。それを考慮して行政指導がなされるのであろうか。行政指導に加え、支援も必要な場合もあるのではないかな。	御指摘のとおり、制定改廃された条例等の内容が全ての人に浸透するまでには、相当の期間が必要とされることもあることから、本市においては、制定改廃する条例等の内容が特に市民に義務を課すものである場合は、当該条例等の公布から実際に施行されるまでに十分な周知期間を設けるよう留意しているところです。 今後とも、広報紙やホームページへの掲載を始め、関係者への説明会等あらゆる機会を通じて条例等の制定改廃の内容を周知するとともに、行政指導を行う場合においては、その内容を十分御理解いただけるよう、分かりやすく丁寧な説明に努めて参りたいと存じます。